

○仁木町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱

令和7年6月19日告示第93号

仁木町定住促進共同住宅建設費補助金交付要綱

(総則)

第1条 仁木町定住促進共同住宅建設費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、仁木町補助規則（昭和57年仁木町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、新たに仁木町に賃貸共同住宅を建設する者に対して予算の範囲内で補助することにより、民間資金を活用した賃貸共同住宅の建設を促し、移住及び定住化の促進を図ることを目的とする。

(補助対象要件)

第3条 この要綱において、賃貸共同住宅とは、共同住宅又は長屋であつて、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- (1) 建設する1棟につき、4以上の戸数を有し、住戸形式が1K（床面積30平方メートル以上）、1DK（床面積30平方メートル以上）、1LDK（床面積40平方メートル以上）、2LDK（床面積50平方メートル以上）又は3LDK（床面積60平方メートル以上）のいずれか若しくは各住戸形式の複数で構成され、合併処理浄化槽が設置されているものであること。
- (2) 各戸に玄関、便所、洗面所、浴室及び台所が設置されているものであること。
- (3) 1戸当たり車1台（面積12.5平方メートル）以上の駐車場を確保すること。
- (4) 1戸当たり面積1.6平方メートル以上の広さの物置を設置すること。
- (5) ゴミステーションを設置すること。（町の関係課等との協議に基づき必要な措置を講ずること。）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準に適合するものであること。
- (7) 各戸について一般に募集を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、新たに賃貸共同住宅を建設し、その所有者となる法人又は個人であつて、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 個人が建設する賃貸共同住宅にあつては、自己又は自己の3親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。
- (2) 法人が建設する賃貸共同住宅にあつては、役員又は役員の3親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。
- (3) 公租公課に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助は、賃貸共同住宅の建設費に対して行うものとし、補助額は、建設する賃貸共同住宅1戸につき、次に定める額とする。ただし、300万円を上限に交付することとし、算出した補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 1K・1DK・1LDK 専用床面積1平方メートル当たり6万円を乗じて得た額
 - (2) 2LDK・3LDK以上 専用床面積1平方メートル当たり4万5千円を乗じて得た額
- （事業計画の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「計画申請者」という。）は、補助金計画申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び事業予算書（任意）
- (2) 建物の位置図（縮尺20,000分の1以上）
- (3) 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図（縮尺300分の1以上）
- (4) 建物の平面図（縮尺100分の1以上）
- (5) 建物の全体及び各住戸の床面積求積図
- (6) 建物の工事見積書
- (7) 計画申請者が個人の場合は、住民票及び所得証明書
- (8) 計画申請者が法人の場合は、直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書
- (9) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (10) 納税証明書
- (11) 設計者の資格がわかる書類（免許証の写し等）
- (12) その他町長が指定する書類

（事業計画の確認）

第7条 町長は、前条の規定により計画申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、補助金計画確認通知書（別記様式第3号）により計画申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する通知を行う場合において、当該賃貸共同住宅に入居する者の生活上必要と認める附帯施設等の設置について、次の条件を付するものとする。

(1) 入居者が使用するゴミステーションに関し、町の関係課等との協議に基づき必要な措置を講じること。

(2) 賃貸共同住宅及び附帯設備に関し、環境不良の状態にならないよう適切に維持管理すること。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、賃貸共同住宅の建設工事を着工する前に、規則第3条第1項による補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助金事業内容（別記様式第4号）

(2) 規則第3条第2項による経費の配分調書

(3) 規則第3条第2項による事業予算書

(4) 建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し（長屋等で確認申請書を必要としないものは除く。）

(5) 設計図書

ア 建物及び駐車場、物置等の附帯設備の配置図（縮尺300分の1以上）

イ 建物附近の見取図（縮尺任意）

ウ 建物の平面図及び立面図（縮尺100分の1以上）

エ 建物の全体及び各住戸の床面積求積図

(6) 土地の地籍図及び登記簿謄本又は登記全部事項証明書

(7) 住宅管理に関する書類（入居基準、賃貸料予定額、賃貸契約書式、管理方式、雪処理計画、住環境配慮計画等）

(8) 建物、附帯設備等の工事見積書（内訳別）

(9) 建設工事請負業者との工事請負契約書の写し

(10) その他町長が指定する書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定の上、規則第6条による補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、規則第5条第1項による補助事業等変更承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 第8条各号で規定する書類のうち変更が生じる書類
- (2) その他町長が指定する書類

(補助金の変更交付決定)

第11条 町長は、前条の規定により補助事業等変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認の上、補助金の額に変更があるときは規則第5条第1項による補助事業等変更承認通知書により、その他のときは補助金変更承認決定通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(概算払)

第12条 補助金の概算払は、原則として行わないものとする。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、賃貸共同住宅が建築基準法第7条第5項に規定する検査済証（長屋等で確認申請書を必要としないものは除く。）の交付を受け、当該賃貸共同住宅の登記及び支払いが完了したときは、当該賃貸共同住宅の登記又は支払いが完了した日のいずれか遅い日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第14条による補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 規則第14条による経費の配分調書
- (2) 規則第14条による収支決算報告書
- (3) 事業決算書
- (4) 建物、附帯設備等の支払い領収書の写し
- (5) 建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し

(6) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（建築確認が不要な住宅にあっては、工事届の写し及び省エネ適合判定通知書の写しがある場合は、当該省エネ適合判定通知書の写し。）

(7) 建物、附帯設備等の完成写真（内部、外部（四方向から）を撮影したもの）

(8) 入居募集に関する書類

(9) その他町長が指定する書類

2 交付決定者は、賃貸共同住宅の建設工事が翌年度にわたる場合は、補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までに規則第14条による補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 建物、附帯設備等の写真（内部、外部（四方向から）を撮影したもの）

(2) その他町長が指定する書類

3 交付決定者は、附帯設備等について、第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出までに整備が完了できない場合は、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の3月31日までに整備し報告しなければならない。

（補助額の確定及び通知）

第14条 町長は、前条第1項の規定により補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容について審査するとともに、当該賃貸共同住宅の現地調査を行い、補助が適当と認めるときは、補助額を確定し、規則第15条による補助金等の額の確定通知書により通知するものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 交付決定者は、交付された補助金を目的外に使用し、又はその受ける権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、規則第17条による補助金等交付決定取消書により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第7条第2項に規定する条件を故意に履行していないと認めるとき。

(3) 第13条及び前条の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅を取り壊し、若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅の要件を欠いたとき。

(5) 賃貸共同住宅の所有の権利を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過する日までの間に賃貸共同住宅の要件を欠き、又は新たな所有者が第4条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと認めるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、各種法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条による補助金等返還命令書により通知し、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第18条 町長は、この補助金を受けて建設した賃貸共同住宅の所有者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第15条から第18条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。